

## 高齢者等福祉サービス利用券の交付について ～ご自宅に郵送します～

町では高齢者及び身体に障害がある方の保養と健康の保持及び日常生活の利便と社会参加の促進を図るため、町内入浴施設及びハイヤー利用の際に使用できる「高齢者等福祉サービス利用券」を交付します。

### ●交付方法

4月20日頃に対象者のご自宅に郵送します。 ※申請等の手続きは不要です。

### ●対象者

令和6年3月31日までに70歳以上となる町民の方  
身体障害者手帳1級、2級、3級の交付を受けている方  
※施設入所中の方、入院中の方は使用できません。

### ●高齢者等福祉サービス利用券について

1人あたり12枚交付します。 ※温泉、ハイヤーどちらのサービスにも利用できる共通券です。  
「ビュウ温泉のとや」……1枚で1回入浴できます。  
「北光ハイヤー」………1枚500円として必要分使用できます。（町内のみ）  
おつりはもらえませんが差額は現金でお支払い下さい。

### ●利用期間

交付の日から令和6年3月31日まで

### ●注意事項

他人のサービス券は使用できません。他人に譲渡もできません。

不正があった場合は使用済みの金額を返還、利用券の返却を求めることがあります。

利用券の再交付はできませんので大切に保管してください。

転出、施設入所、死亡等の際は返還してください。

令和5年4月2日以降に対象になった方（転入された方、身体障害者手帳1級～3級の交付を受けた方）で交付を希望される方は申請が必要になりますのでご連絡ください。

※その他 ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。

#### ■お問い合わせ

保健福祉課介護福祉グループ（健康管理センター） ☎01392-2-2122

## 「認知症カフェのお知らせ」

ミニ講話や参加者同士の交流等で、認知症の理解を深めてみませんか。申込不要です。お気軽にご参加ください。遠方等で送迎を希望される方は事前にご連絡ください。

■日 時 4月18日（火）13：30～15：00

■場 所 健康管理センター

■参加費 無 料

■その他 偶数月の開催です。次回以降の実施日は広報でお知らせします。

認知症予防に興味のある方、認知症の方、認知症の方の介護をしているご家族の方など、どなたでもご参加いただけます。

#### ■お問い合わせ

保健福祉課介護福祉グループ（健康管理センター） ☎01392-2-2122